

貸借対照表

(令和4年12月31日現在)

(単位:千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------|------------------|------------------|------------------|
| 流 動 資 産 | 866,572 | 流 動 負 債 | 507,528 |
| 現金及び預金 | 398,574 | 1年内固定負債 | 57,492 |
| 受取手形 | 15,789 | 買掛金 | 68,955 |
| 売掛金 | 188,629 | 未払金 | 30,455 |
| 未収入金 | 90,262 | 未払費用 | 84,865 |
| 製品 | 107,175 | 預り金 | 5,921 |
| 貯蔵品 | 56,052 | 納税引当金 | 91 |
| 関係会社短期債権 | 8,181 | 関係会社短期債務 | 256,937 |
| その他流動資産 | 4,762 | その他流動負債 | 2,809 |
| 貸倒引当金 | △ 2,855 | | |
| 固 定 資 産 | 1,188,608 | 固 定 負 債 | 260,736 |
| 有形固定資産 | 1,150,962 | 長期借入金 | 132,100 |
| 営業設備 | 983,218 | その他固定負債 | 128,636 |
| 簡易ガス設備 | 157,099 | | |
| 建設仮勘定 | 10,643 | 負 債 合 計 | 768,264 |
| | | 純 資 産 の 部 | |
| 無形固定資産 | 33,846 | 株主資本 | 1,286,916 |
| | | 資本金 | 20,000 |
| 投資その他の資産 | 3,800 | 利益剰余金 | 1,266,916 |
| 投資有価証券 | 780 | 利益準備金 | 5,000 |
| 関係会社投資 | 1,900 | その他利益剰余金 | 1,261,916 |
| その他投資 | 1,120 | 別途積立金 | 1,242,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 19,916 |
| | | 純 資 産 合 計 | 1,286,916 |
| 資 産 合 計 | 2,055,180 | 負債・純資産合計 | 2,055,180 |

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産(製品・貯蔵品)

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、ならびに、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率より計上しております。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 製品の販売に係る収益

製品の販売については、顧客との契約の中で据付を必要としない製品は引渡時点に、また、顧客との契約の中で据付を必要とする製品は据付が完了した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、顧客との契約の中で据付を必要としない製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、ガス販売に係る収益は、毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする検針日基準により計上しております。

② 不動産賃貸に係る収益

不動産賃貸収入は、顧客との賃貸借契約に基づき当社の資産を顧客が使用した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客からの販売代金回収時に付与するポイントについて、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識し、ポイント利用時に収益の減額あるいは営業費として処理しておりましたが、ポイント付与時にポイント相当額を契約負債として認識し、当該契約負債の額を収益の金額から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益計算書は、売上高は956千円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ956千円減少しております。当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は1,852千円減少しております。

3. 当期純利益

当期純利益は 18,436,951 円であります。